

第4章

その他

第1節 東京都高齢者保健福祉計画策定委員会及び東京都高齢者保健福祉計画策定委員会起草委員会 審議経過等

第2節 東京都高齢者保健福祉計画策定委員会 委員及び幹事名簿

第3節 東京都高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

第4節 区市町村協議経過等

第1節 東京都高齢者保健福祉計画策定委員会及び東京都高齢者保健福祉計画 策定委員会起草委員会 審議経過等

開催年月日	主な審議内容
第1回策定委員会 書面開催 (令和2年6月29日から 7月3日まで)	○「東京都高齢者保健福祉計画」の策定について ○東京都における高齢者施策について
第2回策定委員会 (7月21日)	○「第7期計画振り返りシート」に関する意見について ○「ウィズコロナ対策」に関する現状把握について ○第8期東京都高齢者保健福祉計画の理念及び重点分野等について
第1回起草委員会 (9月4日)	○第8期東京都高齢者保健福祉計画の構成案について ○第1部「計画の考え方」の計画本文（素案）について
第2回起草委員会 (10月6日)	○第8期東京都高齢者保健福祉計画の構成案及び 第1部「計画の考え方」の計画本文（素案）について ○第2部「計画の具体的な展開」の計画本文（素案）について
第3回起草委員会 (11月5日)	○中間のまとめ（素案）について
第3回策定委員会 (12月15日)	○中間のまとめ（素案）について
第4回策定委員会 書面開催 (令和3年1月15日から 1月20日まで)	○中間のまとめ（案）について
2月12日～3月8日	○「東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめ」 パブリックコメントの実施
第5回策定委員会 (3月下旬予定)	○

第2節 東京都高齢者保健福祉計画策定委員会 委員及び幹事名簿

＜東京都高齢者保健福祉計画策定委員会 委員名簿＞

(五十音順)

氏名	所属等
足立 順	東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部長
板垣 貴宏	一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会関東甲信越地区担当理事
◎ 市川 一宏	ルーテル学院大学大学院 教授
井上 信太郎	東京都地域密着型協議会 副代表
大野 教子	公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部 代表
大輪 典子	公益社団法人東京社会福祉士会 相談役
落合 明美	一般財団法人高齢者住宅財団 企画部長
上村 幸一	公募委員
熊田 博喜	武藏野大学人間科学部社会福祉学科 教授
黒田 美喜子	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
小島 操	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
齋藤 善照	東京都福祉保健局企画担当部長
白木 雅博	特別区高齢福祉・介護保険課長会(江戸川区福祉部福祉推進課長)
高品 和哉	公益社団法人東京都歯科医師会 公衆衛生担当理事
内藤 佳津雄	日本大学文理学部心理学科 教授
永嶋 昌樹	公益社団法人東京都介護福祉士会 会長
西岡 修	社会福祉法人東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設協議会 会長
西田 伸一	公益社団法人東京都医師会 理事
廣瀬 友美	市町村高齢者・介護保険担当課長会(多摩市健康福祉部介護保険課長)
廣野 佐和	公募委員
保家 力	東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長(令和2年7月12日まで)
村田 由佳	東京都福祉保健局高齢社会対策部長
森川 美絵	津田塾大学総合政策学部 教授
森田 慶子	公益社団法人東京都薬剤師会 常務理事
矢沢 知子	東京都福祉保健局医療政策部長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授
山本 謙治	東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長(令和2年7月13日から)
吉井 栄一郎	公益社団法人東京都老人クラブ連合会 事務局長
米倉 栄美子	公益財団法人介護労働安定センター東京支部 次長
○ 和気 康太	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授

◎…委員長、○…副委員長

<東京都高齢者保健福祉計画策定委員会 幹事名簿>

職名
福祉保健局総務部企画政策課長
福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長
福祉保健局医療政策部医療政策課長
福祉保健局医療政策部地域医療担当課長
福祉保健局保健政策部健康推進課長
福祉保健局保健政策部保険財政担当課長
福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長(令和2年8月31日まで)
福祉保健局生活福祉部担当課長<特命>(令和2年9月1日から)
福祉保健局生活福祉部福祉人材対策担当課長
福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長
福祉保健局障害者施策推進部計画課長
福祉保健局高齢社会対策部計画課長
福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長
福祉保健局高齢社会対策部認知症対策担当課長
福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長
福祉保健局高齢社会対策部施設調整担当課長
産業労働局雇用就業部就業推進課長
住宅政策本部住宅企画部企画担当課長
住宅政策本部住宅企画部安心居住推進担当課長
都民安全推進本部総合推進部交通安全課長
生活文化局消費生活部企画調整課長
オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課長
警視庁生活安全部生活安全総務課第二生活安全対策担当管理官
東京消防庁防災部副参事(地域防災担当)

<東京都高齢者保健福祉計画策定委員会起草委員会 委員名簿>

(五十音順)

氏名	所属等
小島 操	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
○ 内藤 佳津雄	日本大学文理学部心理学科 教授
西田 伸一	公益社団法人東京都医師会 理事
◎ 和氣 康太	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授

◎…委員長、○…副委員長

<東京都高齢者保健福祉計画策定委員会起草委員会 幹事名簿>

職名
福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長
福祉保健局医療政策部地域医療担当課長
福祉保健局生活福祉部福祉人材対策担当課長
福祉保健局高齢社会対策部計画課長
福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長
福祉保健局高齢社会対策部認知症対策担当課長
福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長
福祉保健局高齢社会対策部施設調整担当課長
住宅政策本部住宅企画部企画担当課長
住宅政策本部住宅企画部安心居住推進担当課長

第3節 東京都高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年3月31日
31福保高計第640号

(目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体的に検討し、令和3年度から令和5年度までの3か年における東京都の高齢者施策を総括する東京都高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定を目的として、東京都高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、計画に関し、次の事項を検討する。

- (1) 東京都の高齢者施策に係る政策目標及び課題
- (2) 介護給付等対象サービスに係る現状及び今後の量の見込み
- (3) 介護給付等対象サービスを提供するための基盤の確保及び質の向上に関する事項
- (4) 区市町村が行う被保険者の地域における自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組への支援に関する事項
- (5) 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
- (6) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に関する事項
- (7) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (8) 認知症施策の推進に関する事項
- (9) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者、保健医療・福祉関係者、被保険者・利用者・都民を代表する者及び関係行政機関の職員の内から、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、副委員長を指名することができる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3条に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会が定める事項について調査・検討する。

3 専門部会の部会長（以下「専門部会長」という。）及び委員は、委員会の委員の内から委員長が指名する。

4 専門部会長は、専門部会の会議を主催する。

5 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長の指定する者がその職務を代行する。

(専門部会の招集等)

第8条 専門部会は、専門部会長が招集する。

2 専門部会長は、必要があると認めるときは、関係者に専門部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員長は、専門部会に出席し、発言することができる。

(幹事)

第9条 委員会における調査・研究の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、福祉保健局長が任命する。

3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、調査・検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第10条 委員会及び専門部会の会議は、公開で行う。ただし、委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができます。

(報告)

第11条 委員会は、検討を終了したときは、その結果について福祉保健局長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りで、その効力を失う。

第4節 区市町村協議経過等

開催日	項目	主な議題・内容
令和元年 8月1日	介護保険事業計画 策定に向けた各種 調査等に関する区 市町村担当者説明 会	○第8期介護保険事業（支援）計画策定の全体像等 ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等 ○在宅介護実態調査等 ○地域医療構想による病床の機能分化・連携推進の ための分析支援
令和2年 8月3日 ～ 8月31日	介護保険事業計画 に関するヒアリン グ (区市町村別)	○計画策定全般 ○自立支援、介護予防、重度化防止等に向けた取組 の推進
令和2年 10月22日 ～ 11月13日	計画担当者意見交 換会 (老人福祉圏域別)	○介護給付等対象サービス見込量 ○介護保険事業計画の策定の進捗状況等 ○老人福祉圏域単位の必要入所（利用）定員総数の 設定
未定	医療と介護の協議 の場 (老人福祉圏域別)	○